

教育委員会定例会日程

平成23年12月20日

1 開 会

2 前回の会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第31号

平成24年度全国学力・学習状況調査への参加について (教育指導課)

5 協議事項

(1) 平成24年度学校教育の基本方針(案)について (資料1 教育指導課)

(2) 学校2学期制について (資料2 教育指導課)

6 報告事項

(1) 市議会12月定例会の概要について

(資料3 教育部、文化部)

(2) 学校警察連携制度について

(資料6 教育指導課)

(3) 斑鳩町交流展「飛鳥時代の斑鳩と小田原」の開催について

(資料4 生涯学習課)

7 その他

(1) 第13回城下町おだわらツデーマーチの開催結果について

(資料5 スポーツ課)

8 閉 会

議案第31号

平成24年度全国学力・学習状況調査への参加について

平成24年度全国学力・学習状況調査への参加について、議決を求める。

平成23年12月20日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

平成24年度全国学力・学習状況調査への参加について

1 平成23年度全国学力・学習状況調査について

平成23年3月18日付「平成23年度全国学力・学習状況調査について（通知）」において、平成23年4月19日に計画されていた調査の実施は、東北地方太平洋沖地震の影響等を考慮し、見送られることになった。

2 平成24年度全国学力・学習状況調査について

平成23年7月8日、文部科学省初等中等教育局学力調査室から「来年度以降の全国学力・学習状況調査について」が発出された。これによると、平成24年度全国学力・学習状況調査については、平成24年4月17日（火）に平成22年度（及び平成23年度に予定されていた）全国学力・学習状況調査と同様の調査方式（抽出調査及び希望利用方式）で実施される見通しとなった。

また、対象教科としては、国語、算数・数学に加えて、理科が新たに追加された。

なお、理科については、国語、算数・数学のようにA・B問題を分けることは行わず、一体的に問うものであるとともに、観察・実験などの実技試験はなく、筆記試験の予定である。

3 本市の参加体制

昨年12月に行われた小田原市教育委員会定例会での議案第24号「平成23年度全国学力・学習状況調査への参加について」で決定したことを受けて、次年度も次のように実施したい。

抽出調査への協力は行うが、抽出校以外のすべての学校の希望利用方式への参加は行わない。ただし、学校の独自判断による希望利用が可能な場合にはこれを認める。

4 平成25年度の調査の方向性について

文部科学省では、従来の悉皆調査にあたるような「きめ細かい調査」が行えるよう必要な経費を、平成24年度概算要求に盛り込む方向で調整している。詳細については、今後検討ということであるが、平成25年4月24日（水）に計画されている。

平成24年度 学校教育の基本方針及び目的と目標(案)

基本方針

小田原市教育委員会は、小田原市教育都市宣言及び新しい学習指導要領の趣旨や目的を踏まえ、子どもの夢と希望と知恵をはぐくむ教育を推進します。

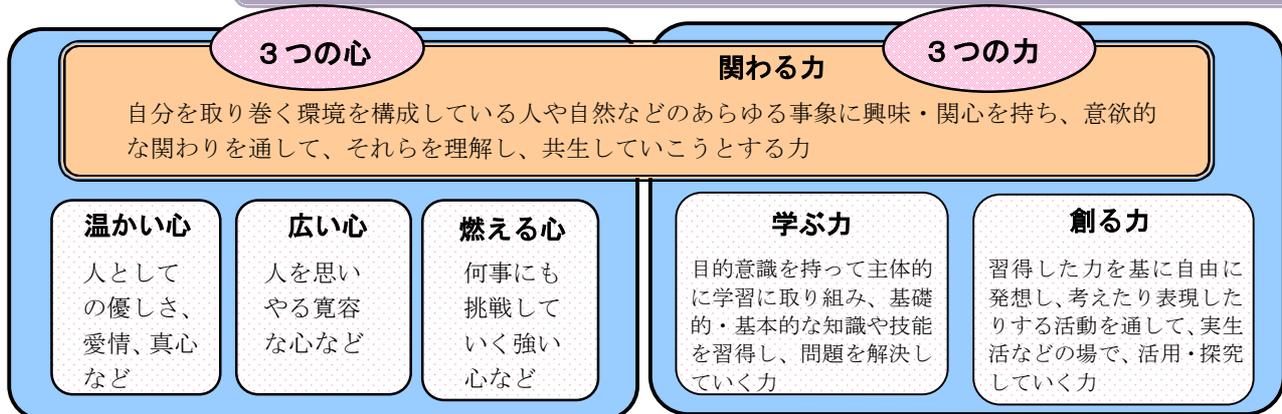
そのために、「3つの心と3つの力」を視点として、子どもの豊かな心の育ちを願い、生涯学習の基礎・基本を培い、**未来を拓き、たくましく生き抜く力**を育てていきます。

そして、子ども、保護者、地域の方々、教職員のそれぞれの願いの実現をめざし、共に理解し育ち合い、**学校、家庭、地域が支え合って、明日が待ち遠しくなるような魅力ある学校づくり**を展開していきます。



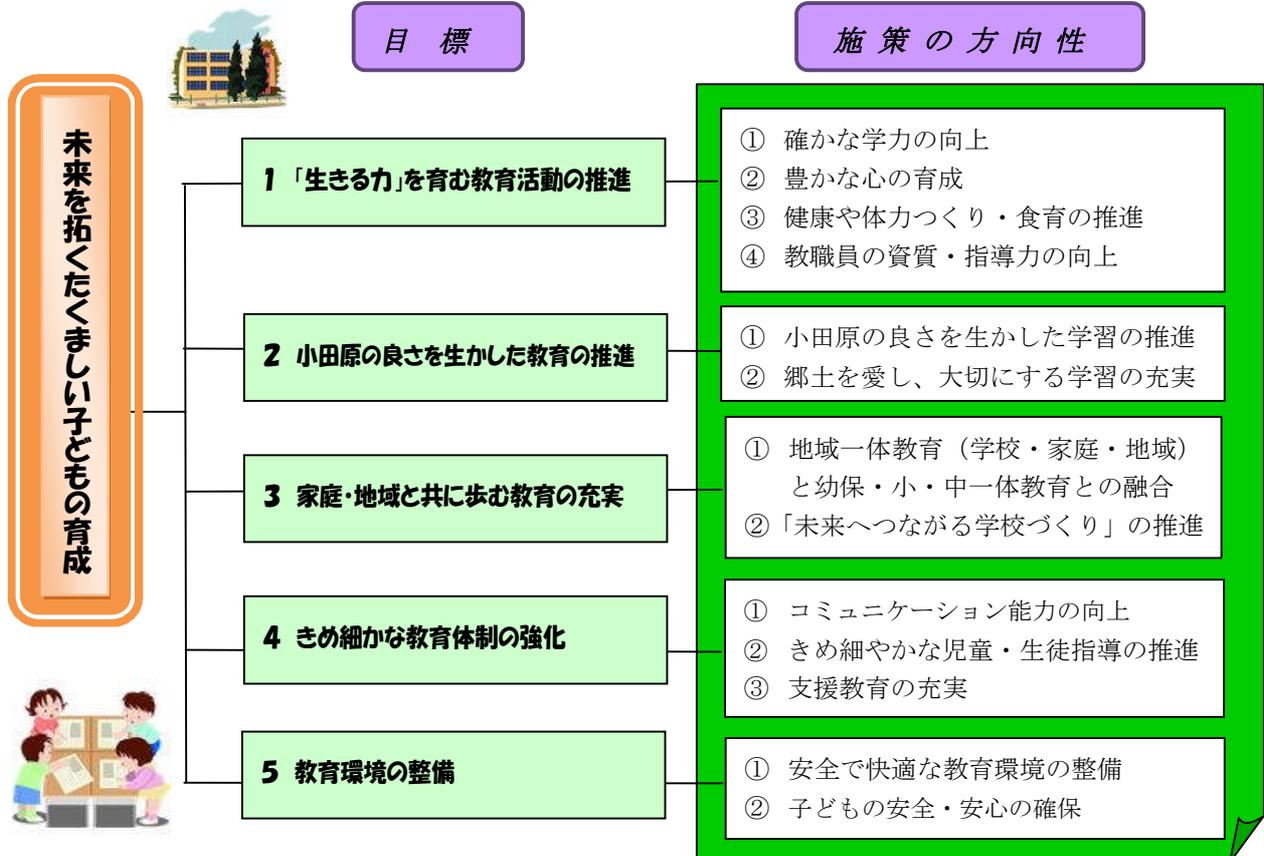
目的

未来を拓くたくましい子ども【3つの心と3つの力を持った子ども】の育成



目標

施策の方向性



平成24年度

学校教育に関する取組の重点

豊かな心、確かな学力、健康や体力などの「生き抜く力」を育むことは、「未来を拓くたくましい子ども」を育てることであり、それは、将来にわたって持続可能な社会を構築することにつながると考えます。

そのために、「明日が待ち遠しくなるような魅力ある学校」「保護者・地域の方々・教職員の三者が学び合える学校」をめざします。

地域一体教育 と 幼保・小・中一体教育 の 推進

子ども一人一人の幸せと成長を願い、学校・家庭・地域が一体となった**地域一体教育**と幼稚園・保育所・小学校・中学校が一体となった**幼保・小・中一体教育**の融合を図り、『**未来へつながる学校づくり**』を推進します。

- 各校に配置された、学校と保護者や地域の方を結ぶコーディネーターと連携して、教育活動全般にわたって、さらなるスクールボランティア活動の充実を図ります。
- 就学前教育から義務教育終了までを見通して、それぞれの教育目標をふまえた、関連性・連続性のある教育活動を展開することにより、生涯学習の基礎・基本を培っていきます。

徳

豊かな心の育成

教育活動全体を通して、「自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心」、「生命や人権を尊重する心」、「感動する心」「挑戦する心」など豊かな心をはぐくむ教育をめざします。

- ★子どもの心の安定と規範意識の向上を図るために、保護者や地域の方とともに、「**おだわらっ子の約束**」を実行していきます。
- 子どもの感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするために、**読書活動**を推進します。

知

確かな学力の向上

「基礎的な知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学習意欲」などの確かな学力の向上をめざします。

- ★「わかる授業」「考え表現する授業」を充実させるために、**積極的な授業公開・授業研究や多面的な授業評価**等を行っていきます。
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、さらなる**指導方法の工夫・改善**に取り組みます。

体

健康や体力づくり・食育の推進

★生涯にわたり、主体的に運動に取り組み、**体力の向上**を図るとともに、生活リズムを整え、自ら「**食**」に関わり、自らの健康を適切に管理・改善できる子どもの育成をめざします。

コミュニケーション能力の向上

相手の考えや思いをしっかりと受けとめ、自分の考えや思いを積極的に表現するなどして、よりよい人間関係をつくること（関わる力）ができる子どもの育成をめざします。

きめ細やかな児童・生徒指導の推進

★**好ましい人間関係づくり**に努め、子ども一人一人の居場所づくり・絆づくりの充実を図ります。不登校への対応やいじめをはじめとする問題行動の解消への取組を一層推進します。

支援教育の充実

★自らの力で解決することが困難な課題(教育的ニーズ)を抱え、教育上配慮を要する子ども一人ひとりへの適切かつ柔軟な指導の充実をめざします。**保護者との連携**を図っていくとともに、交流及び共同学習を推進していきます。

郷土を愛し、大切に学習の充実

★郷土の偉人、自然、歴史・文化などと関わり学ぶことを通して、郷土を愛し、大切に学習の充実を図るとともに、**小田原や学区、学校に誇り**を持つ子どもの育成をめざします。

子どもの安全・安心の確保

学校における安全指導・安全管理の徹底を図るとともに、家庭・地域との密接な連携のもとに、子どもの安全・安心の確保の一層の推進を図ります。(防災・防犯・交通安全教育)

※ 各学校は、上記の重点のうち、★の取組み(特に**ゴシック文字**で示すもの)を、**学校評価の共通評価項目**として設定します。

教職員の資質・指導力の向上

子どもの個性を尊重しながら能力を伸ばし、社会の一員として生き抜く基盤を育てるために、教職員が指導力を高め、教職への**情熱と使命感**を持って、魅力ある学校づくり・信頼ある学校づくりに取り組みます。

今後の学校2学期制のあり方について（報告）

学校2学期制検討委員会
平成23年12月

1 学校2学期制検討委員会の設置の目的

市立の小学校、中学校における2学期制のあり方などについて協議し、検討するため、学校2学期制検討委員会を平成22年に設置する。平成23年の12月を目途に協議をし、その方向性を示す。

2 学校2学期制の導入に至る経緯

- ・本市の学校2学期制については、平成16、17年度に実施した6校の研究実践結果を踏まえ、平成18年度より全市小中学校で実施した。
- ・2学期制の導入を、「学校2学期制の実施をきっかけに学校教育の見直しと充実に向けた取り組みを行うことを通して、子どもたちの学校生活の充実と確かな学力の向上を目指す。これにより、学校の活性化や教職員の意識改革も図る」ことをねらいとして実施してきた。

3 検討委員会の構成メンバー

校長会代表（小・中）、教頭会代表（小・中）、教員（総括教諭4名）
児童及び生徒の保護者代表3名、教職員組合関係者2名、教育行政関係者の計17名
委員長；上野代 政範（前 市PTA連絡協議会会長）

4 学校2学期制検討委員会の開催状況

	日 時	会 議 名	主 な 内 容
平成 22 年	9月27日（月）	第1回学校2学期制検討委員会	今後の進め方について
	10月19日（火）	第1回学校2学期制調査部会	実態調査（アンケート）について
	11月12日（金）	第2回学校2学期制調査部会	実態調査（アンケート）について
	11月25日（木）	第3回学校2学期制調査部会	実態調査（アンケート）について
	12月 1日（水）	第2回学校2学期制検討委員会	実態調査（アンケート）について
平成 23 年	(1月中)		(全小中学校でアンケート実施)
	2月 9日（水）	第4回学校2学期制調査部会	実態調査の集計
	3月18日（金）	第3回学校2学期制検討委員会	実態調査の集計結果報告とその考察
	6月28日（火）	第4回学校2学期制検討委員会	今後の検討課題の洗い出し ・調査結果を尊重する ・各団体へ持ち帰り意見の集約
	7月20日（水）	第5回学校2学期制調査部会	総括教諭としての部会を開催
	8月30日（火）	第5回学校2学期制検討委員会	検討課題について ・各団体から ・検討委員会としての意見集約
	10月3日（月）	第6回学校2学期制調査部会	検討委員会の報告書の原案作成
	11月15日（火）	第6回学校2学期制検討委員会	検討委員会としての報告書をまとめる

	12月以降	教育委員会 定例会	今後の学校2学期制のあり方について、検討委員会の報告を受け、協議、決定
--	-------	-----------	-------------------------------------

5 審議経過

本市における学校2学期制は、平成22年度に、5年目を迎え、各学校の取り組みによって定着してきているが、学期制に関わる全国的な動きもあり、保護者の不安や2学期制のあり方についての疑問の声もある。また、教育委員会としても、2学期制のねらいの周知の徹底や取り組みの改善などについての課題を持っている。

そこで、本検討委員会は、現在行われている各校での学校2学期制の取り組みの状況から成果と課題を洗い出し、新学習指導要領実施を踏まえた今後の学校2学期制のあり方などについて検討する目的で、平成22年度に発足した。

第1回の検討委員会では、2学期制実施において、どのような課題が挙がってきているのかを確認する必要があるといった意見で一致した。そこで、児童生徒、教職員、対象となった児童生徒の全保護者を対象としたアンケートを実施し実態を把握することとした。平成22年度の検討委員会では、アンケート内容の吟味からアンケート実施、結果のまとめと考察までを行ってきた。

平成23年度に入り、アンケートの結果を尊重しつつ、そこから見える課題を整理してきた。そして、検討委員の所属するそれぞれの団体に協議された意見を検討委員会に持ち寄り、さらに協議を深めてきた。

協議では、おおよそ次のような意見が挙げられた。

- ① 子どもの成長を幼・保、小中学校の11年間のスパンで支援していく必要がある。
- ② 各学校は、2学期制に沿うように努力してきている。5年を経過した今、落ち着いて安定してきている。今後3学期制に戻していくと、円滑な学校運営に支障をきたすことが危惧される。
- ③ 学習指導要領改訂により授業時間数が増加しているが、2学期制を実施していることで、その対応が可能となっている。
- ④ アンケートの結果は尊重すべきである。
- ⑤ 授業時間数の確保ができていない。
 - ・増加した授業時間数を、子ども一人ひとりの学力向上に向けて、ゆとりを持った教科指導や繰り返し学習といった学習の充実に充てている。
 - ・教師の子どもたちと関わる時間としてできるだけ有効的に活用していくよう努めている。
 - ・長期休業前の7月と12月に授業や行事、研究会などを設けることが可能となっている。
- ⑥ 7月までの学習や生活の様子などについて、夏休み前や夏休み中の面談などによって各家庭へ知らせている。それにより夏休みの学習の仕方や進路を考える機会となっている。
- ⑦ 現在、評価・評定、面談の方法や時期については、中学校3年生はどの中学校も同じように行っている。中学校1，2年生についても、成績に関する保護者への通知などの方法の違いはあるものの、全体的にはほぼ同じ時期に行っている。
- ⑧ 保護者からみると、長期休業前に評定である数値や通知表がないことに対して、一部、不安・不満があるが、学校としては、3学期制時より、保護者との連携を密に行っている。
- ⑨ 評価・評定の出し方や時期、回数などの成績に関する考え方について、保護者に対して、年度初めの時期を中心に説明を行うなど、学校として努力しているが、より十分な周知が必要である。

- ⑩ 現在の小学生は、3学期制を、また、中学生は、中学校での3学期制を経験していない実態がある。
- ⑪ 定期テストの時期や回数は、2学期制実施以前から、すでに学校行事などの精選を行う中で、中学校では、6月、9月、11月、2月の4回で実施しており、時期や回数の変更はない。逆に、週1～2時間程度の技能教科については、長いスパンで子どもの様子を見取ることができ、そこで蓄積したデータをもとに、よりの確な評価・評定をつけることが可能となっている。
- ⑫ 神奈川県西部の高等学校は、2学期制が主流であるという現状がある。

他に、一部次のような意見も挙げられた。

- ① 2学期制や3学期制にこだわらず、複数学期制も視野に入れるべきである。
- ② 成績に関しては、保護者にわかるような形で、各校特色を出し、独立性も必要ではないか。
- ③ 授業時間数確保という面で考えれば、学期制云々ではなく、夏休みの短縮や土曜日の授業の実施を考えていくことでもよいのではないだろうか。
- ④ 私立の良いところなども取り入れるなどして、小田原の教育を考えていくべきである。そこにどういう学期がいいのかなども出てくると考える。

6 今後の学校2学期制のあり方について

本検討委員会では、学校2学期制に関するアンケートの結果の分析や、6回にわたる協議を踏まえ、今後の学校2学期制のあり方について、次の方向性を示すこととする。

今後も学校2学期制を継続することとし、今まで積み重ねてきた2学期制の良さを十分生かし、よりよい2学期制を実施していく。

各学校は、2学期制に沿うように努力してきており、「授業時間数の確保」「長期休業前の授業や面談などの行事、研究会の充実」「児童、生徒と向き合う時間の増加」「サマースクールの内容の充実」などといった成果を挙げている。今後も、そのよさを生かしつつ、よりよい2学期制を実施していくことが望まれる。

なお、よりよい2学期制を実施していくためには、次のようなことを意識していくことが必要であると考える。

- ・長期休業前のように授業が充実する時期が増えたことを意識して、教師は年間の指導計画や授業の内容、進め方などを構想していく。また、2学期制のよさを、児童生徒及び保護者に伝え、その効果を実感できるよう、保護者説明会や学校だより等により広報に努めていく。併せて、各校の成績の出し方などに関わる説明をより丁寧に扱っていく。
- ・長期休業期間の有効的活用を図るとともに、夏季の暑さ対策などの環境整備を推進していく。
- ・教師の多忙化を解消し、児童生徒とふれあう時間を確保していくよう、工夫改善していく。
- ・幼保・小中一体教育を推進し、子どもの成長を11年間のスパンを大切にしていく。

添付資料；実態調査アンケートの結果 中学校の評価評定及び面談の時期一覧

平成23年7月6日

保護者の皆様へ

学校2学期制に関するアンケートの結果について

学校2学期制検討委員会

大暑のみぎり、皆様にはいよいよご清栄のことと慶び申し上げます。

さて、小田原市では、全小中学校において、平成18年度から2学期制を実施しており、2学期制を実施し5年目を迎えました昨年度に、今後の2学期制のあり方を検討するために、学校2学期制検討委員会を立ち上げてまいりました。

保護者の皆様におかれましては、平成23年1月に、現在の学校2学期制の状況を把握するための「学校2学期制に関するアンケート」（抽出により実施）にご協力いただき、ありがとうございました。

その「学校2学期制に関するアンケート」の結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

なお、今後、学校2学期制検討委員会において、このアンケート結果を含め現在の様々な状況などをもとに、今後の2学期制のあり方を検討してまいります。

平成22年度 学校2学期制アンケート結果の概要

1 目的

平成18年度から実施している学校2学期制の状況を把握、検証し、今後の学校2学期制のあり方について検討するために、児童・生徒、保護者、教職員を対象に学校2学期制に関するアンケートを実施する。

2 アンケートの実施期間

平成23年1月12日（水）～1月18日（火）

3 調査対象

- (1) 各小学校4年生～6年生の1学級の児童
- (2) 各中学校1年生～3年生の1学級の生徒
- (3) 小中学校全教職員
- (4) 保護者 対象となった児童・生徒の全保護者

4 配布数及び回収数、回収率

回答者	小学4年生～6年生	小学4年生～6年生の保護者	小学校教職員	中学1年生～3年生	中学1年生～3年生の保護者	中学校教職員
配布数（枚）	2279	2260	561	1341	1299	327
回収数（枚）	2244	1917	553	1311	1082	319
回収率（%）	98.5	84.8	98.6	97.8	83.3	97.6
内自由記述率（%）	—	29.5	32.7	—	30.9	47

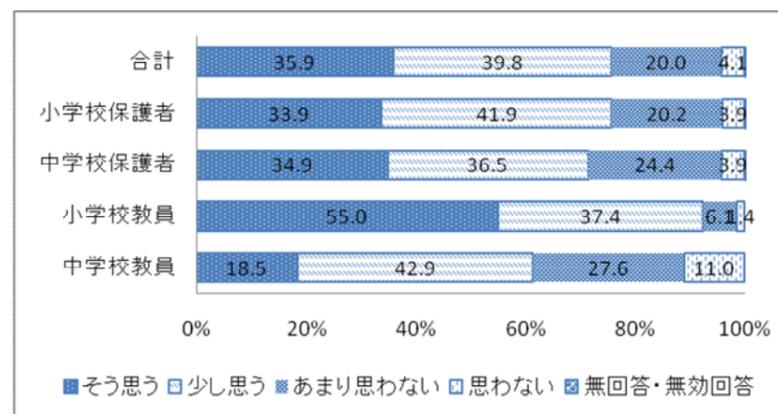
5 アンケートの結果

- ・それぞれの対象への質問事項
- ・グラフによるアンケート結果
- 無回答・無効回答については、数値標記なし
- ・グラフから読み取れること

A 2学期制の定着の度合いについて

保護者；学校2学期制が定着していると感じますか。

教職員；学校2学期制が定着していると感じますか。



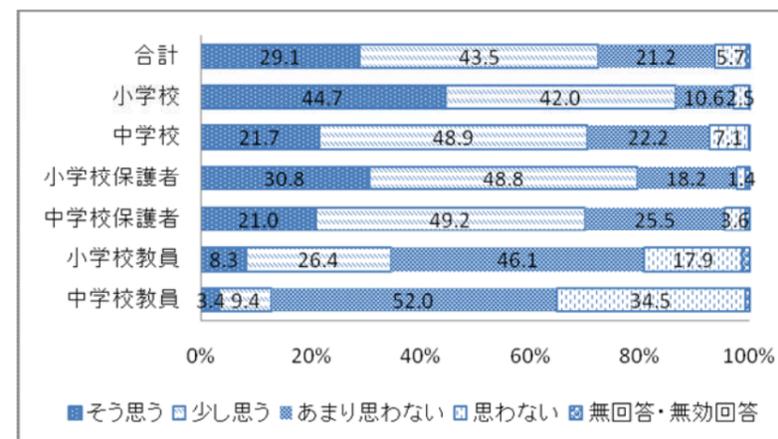
5年を迎えた現在、2学期制については、全体の75%が定着している、と感じている。しかしながら、小学校の教職員と中学校の教職員の感じ方に大きな違いがみられる。

B 教職員と児童・生徒と関わる時間について

児童・生徒；学校の先生は、子どもたちとたくさん関わってほしいと努力していますが、先生と十分関わる事ができていますか。

保護者；学校は、授業時間を有効に活用したり、部活動やお子さんと接する時間を設けたりして、お子さんと関わる時間を大切にしていると感じますか。

教職員；増えた授業時間を有効に活用したり、放課後の時間に子どもと接する時間を設けたりして、子どもと関わる時間が増えたと感じますか。



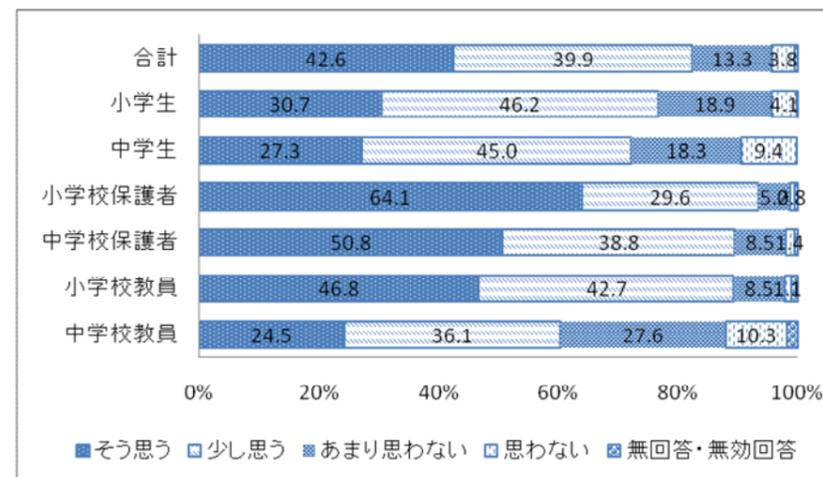
教職員の子どもと関わる時間については、70%以上の児童・生徒や保護者は、教職員が子どもとのかかわりを大切にしていると感じている。一方、教職員は子どもと関わる時間が増えたと感じていない。

C 長期休業の教育相談、面談について

児童・生徒；夏休み前や冬休み前に通知表がありません。そのかわり、学校は、教育相談を行ったり、通知表以外の資料を作ったりして、学校での様子をお知らせしていますが、自分のことを知るために役に立っていると感じますか。

保護者；学校は、長期休業に入る前または休業中に、お子さんの学習の様子や生活の様子をお伝えするために教育相談（面談、面接）などの工夫を行っていると感じますか。

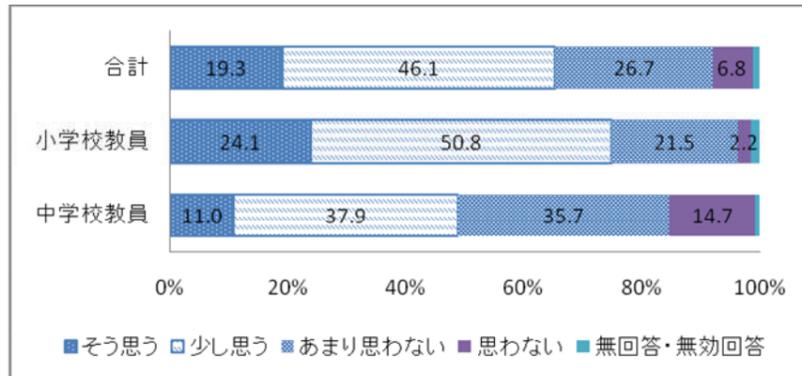
教職員；長期休業前の通知表がないことに対して、子どもの学習の様子や生活の様子を保護者に伝えるために教育相談などが意義あるものとして行われていますか。



全体の80%は長期休業の教育相談、面談などを有効な取り組みであると
感じている。特に、小学校において高い評価を得ている。

D 学習の連続性について

教職員；長い学期を有効に活用して、学習の連続性を意識した授業を
目指していますか。



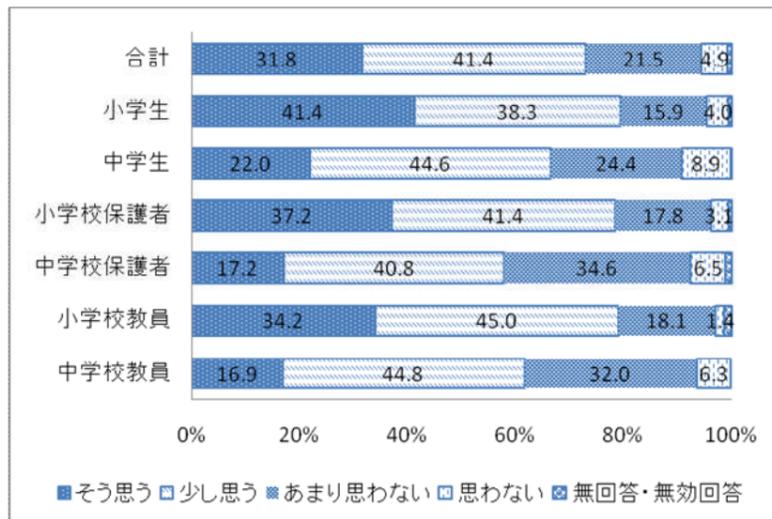
小学校の75%程度の教職員が、長い学期を有効に活用した学習の連続性を意識した授業を行っている。一方、中学校の教職員の50%近くが、長い学期を有効に活用した学習の連続性を意識した授業を行っていない。

E 長期休業中の取り組みについて

児童・生徒；学校は、夏休み中にサマースクールや学習相談、教科相談などを行っていますが、役に立っていると思いますか。

保護者；学校は、お子さんに向けて、サマースクールや学習相談、教科相談などを開催して学期途中にある長期休業を有効に活用していると思いますか。

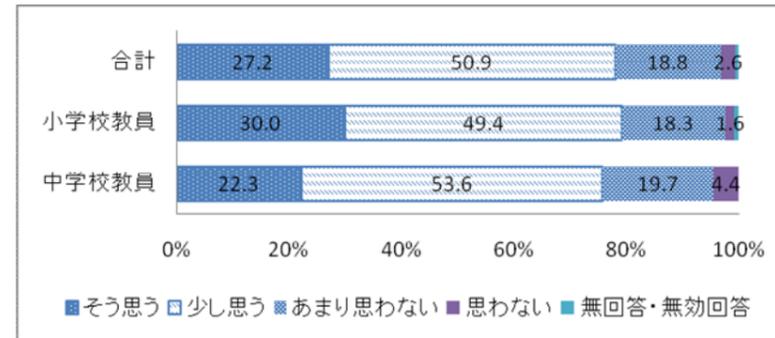
教職員；サマースクールや学習相談、教科相談などを開催して学期途中にある長期休業を有効に活用していますか。



全体の70%がサマースクールや学習相談、教科相談などの夏休み中の取り組みを有効であると捉えている。特に、小学校で高い評価を得ている。

F 行事の見直しについて

教職員；開催時期や目的など行事の見直しを図っていますか。

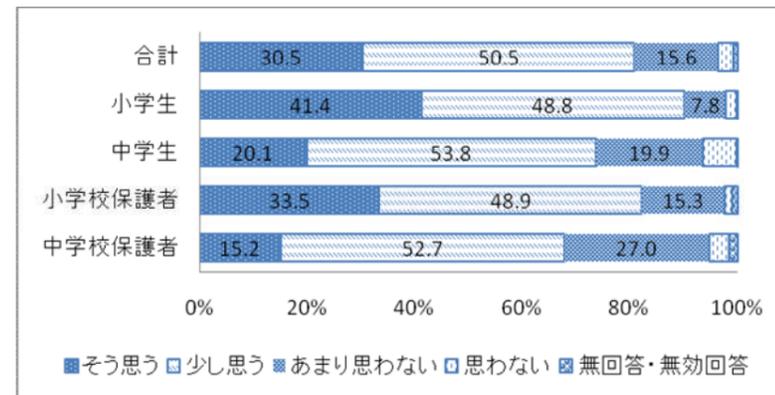


全体の80%近くが、授業時数などの確保のために行事の見直しに努めている。

G 日常の教育活動について

児童・生徒；学校の先生は、みなさんの学力の向上をめざしています。「授業がわかる」「授業が楽しい」と思いますか。

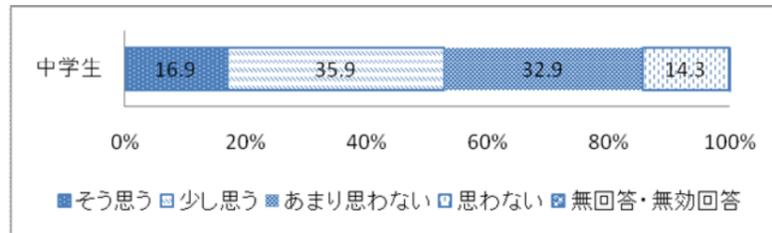
保護者；学校は、授業の充実・教育活動の工夫などを行い、活性化を図っていると思いますか。



子どもの70%以上が「授業がわかる」「授業が楽しい」と感じている。また、保護者からも高い評価を得ている。

H 夏休みの活用について

生徒；夏休み明けの（定期）テストに向けて、夏休みを有効に活用できたと思いますか。



約半数の生徒が、夏休み明けの定期テストに向けて、夏休みを有効に活用している。

6 自由記述欄の主な意見

【小学校保護者より】

「給食が早く始まり、授業数が増えた。」「2学期制が定着し、学校も落ち着いている。」「給食がない日が減るのは歓迎する。」といった意見や「サマースクールをもっと充実させてほしい。」「授業時間数をもっと増やしてほしい。」といった意見がある一方、「2学期制のメリットを感じない。」「なじめない。日本の風土に合わない。」「通知票が2回になっただけで、他は変わっていない。」といった意見がある。

【小学校教職員より】

「時間的な余裕が生まれ、ゆとりをもって教育活動が進められる。」「授業時数を増やすことができ、充実した指導ができる」といった意見がある一方「学期の間が短く、気持ちの区切りや切り替えが難しい。」「長期休業が入ると学びの連続性を確保することが難しい。」といった意見がある。

【中学校保護者より】

「ゆとりが生まれる。」「先生との教育相談もしやすい。」といった意見や「長期休業前に成績・通知票がほしい。」「サマースクールを充実させてほしい。」といった意見がある一方、「定期テストや評価、成績の付け方がわかりにくい。テストの回数が減り、テスト範囲が広がる。」「2学期制は日本の風土に合わない。」といった意見がある。

【中学校教職員より】

「所見と面談が分かれるなどして、事務の負担が軽減されている。」といった意見がある一方、「進路指導の面で2学期制は大変になっている。」「2学期制は社会や風土となじまない。」といった意見がある。

市内各中学校の評価・評定及び面談の実施状況

2学期制検討委員会
H23.8.30

		1, 2年				3年			
		夏休み前	前期末	年末	後期末	夏休み前	前期末	進路	後期末
A	評価 評定	○	○	○	○	○	○	○	○
	面談	○		○		○		○	
B	評価 評定	○	○	○	○				
	面談	○		○					
C	評価 評定	○	○	○	○				
	面談	○		○					
D	評価 評定	○	○	○	○				
	面談	○		○					
E	評価 評定	○	○	○	○				
	面談	○		○					
F	評価 評定	○	○		○				
	面談	○		○					
G	評価 評定	○	○		○				
	面談	○		○					
H	評価 評定	○	○		○				
	面談	○		○					
I	評価 評定	○	○		○				
	面談	○		○					
J	評価 評定		○		○				
	面談	○		○					
K	評価 評定		○		○				
	面談	○		○ 生徒のみ	○				

3年生
全中学校において同じ時期に対応している。

1, 2年生
面談などを利用して、夏休み前・前期末・年末・後期末の時期に、何らかの形で対応している。

平成 23 年 12 月市議会定例会の概要について

第 1 日目	11月24日	木	・補正予算並びにその他議案一括上程——提案説明
第 2 日目	11月25日	金	(休 会) (議案関連質問通告締切 正午) (一般質問通告締切 午後3時)
第 3 日目	11月26日	(土)	(休 会)
第 4 日目	11月27日	(日)	(休 会)
第 5 日目	11月28日	月	(休 会)
第 6 日目	11月29日	火	・質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託
第 7 日目	11月30日	水	(休 会) 建設経済常任委員会
第 8 日目	12月 1日	木	(休 会) 厚生文教常任委員会
第 9 日目	12月 2日	金	(休 会) 総務常任委員会
第10日目	12月 3日	(土)	(休 会)
第11日目	12月 4日	(日)	(休 会)
第12日目	12月 5日	月	(休 会)
第13日目	12月 6日	火	(休 会)
第14日目	12月 7日	水	(休 会) (委員長報告書検討日)
第15日目	12月 8日	木	・各常任委員長審査結果報告・採決 ・請願・陳情審査結果報告・採決 ・一般質問
第16日目	12月 9日	金	・一般質問
第17日目	12月10日	(土)	(休 会)
第18日目	12月11日	(日)	(休 会)
第19日目	12月12日	月	・一般質問
第20日目	12月13日	火	・一般質問

厚生文教常任委員会（教育部、文化部関係）

平成23年12月1日開催

1 議 題

(1) 議案第84号 平成23年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）

2 所管事務調査

(1) 報告事項

- ・斑鳩町交流展「飛鳥時代の斑鳩と小田原」の開催について
- ・片浦小学校校舎裏の除染対応について
- ・通知表（票）事故調査委員会について

平成23年12月市議会定例会

一般質問 12月8日～13日

質問順 2 7番 鈴木敦子

- 1 市民力について
 - (4) キャンパスおだわらについて
 - ア 成り立ちとその目的
 - イ 仕組みと役割分担

質問順 4 16番 安藤孝雄

- 3 市内小中学校における「通知表記載誤り」について
 - (1) 発生の原因と背景について
 - (2) 再発防止に向けてどう取り組むのか

質問順 7 25番 俵 鋼太郎

- 2 デジタル化の活用について
 - (1) インターネット・ライブラリーの可能性について

質問順 10 12番 神永四郎

- 1 中学校「武道」の必修化について（再検証）
 - (1) 今年度の実施状況（柔道・剣道）について
 - ア 授業時数について
 - イ 実技内容について
 - ウ 指導体制について
 - (2) 現状の課題と新たな展開に向けて
 - ア 主な課題は何か
 - イ 次年度に向けた改善策は何か
- 2 バスケットボールルール変更に伴うライン修正について
 - (1) 市立中学校の体育館は修正するのだろうか
 - ア 修正するならその時期はいつ頃か
 - イ 予算の計上は考えているか
- 3 公共用地の利活用について
 - (1) 県・市の所有地（旧城内高校・旧保健所・旧アジアセンター跡地）の現状と将来の利用計画について

質問順 1 2 2 7 番 原田敏司

- 2 小田原市の防災対策について伺う
 - (2) 去る9月の台風15号の教訓から風水害対策について伺う
 - ア 広域避難所に関して

質問順 1 4 2 8 番 関野隆司

- 3 放射能汚染への市の対応について
 - (2) 対応について

質問順 1 5 5 番 佐々木ナオミ

- 1 学校司書派遣事業について
 - (1) 派遣後の学校での活動の様子について
 - (2) 来年度の方向性について
- 2 学校警察連携制度について
 - (1) 協定締結までの手続きについて
 - (2) 運用の具体的な事例について
 - (3) 個人情報の扱いについて
- 3 放射能対策について
 - (2) 今後の対策について

質問順 1 6 1 7 番 木村信市

- 2 自然災害と人工災害対策に関して
 - (2) 津波対策等の現状と避難施設の整備について
- 3 決算特別委員会で取り上げた事項に関連して
 - (1) 生涯学習センター等の利用基準について

※ 一般質問（教育部）

議員	N O	答 弁	質 問 要 旨	答 弁 要 旨
安藤 孝雄	1	教育長	<p>市内小中学校における「通知表記載誤り」について、現場からの報告から、記載ミスに至った原因をどうとらえるのか。</p> <p>また、学校現場の教職員を取り巻く状況、とりわけ、評価作業の時間や作業環境はどうなっているのか。</p>	<p>通知表事故調査委員会では、事故が発生した個所ごとに改めてその原因から調査を行った。ミスが一番多かった出欠席については、健康観察簿をもとに出席簿を作成していたことによる転記ミスや、通知表作成ソフトに入力する際に入力欄を間違えたり、数値を打ち間違えたり、パソコン入力時のミスが大変多かった。</p> <p>また、特別活動や学校生活の様子においても、クラブ名などの入力ミスが多く、所見欄においては氏名の漢字の誤変換やデータの貼り間違え、文章が途中で印刷されなかったなどのミスがあった。</p> <p>評価、評定についても入力時に何らかの理由で評定欄の関数が機能しなかったなど、パソコン操作上のミスが発生している。</p> <p>しかし、これらはいずれも、通知表作成の各段階で、教員一人ひとりが責任を持って見直す、児童生徒に手渡す前に最終チェックを行うなど、確認・点検の作業を組織として徹底して行っていれば防ぐことができたものである。</p> <p>そこで、原因について、通知表事故調査委員会で協議したが、ひとつにはパソコンに不慣れな職員がいること、その際の研修・トレーニングが十分ではなかったこと。小学校においては、各学校でそれぞれソフトに修正を加えたり、中学校では、各学校が独自にソフトを作成していたりなど、システムが一元化されておらず、新採用や転勤した教員にミスが多く見られたことなどが挙げられた。</p> <p>また、通知表を作成するための作業時間や作業環境については、学校現場では、学習指導要領改訂に伴い授業時間数の増加や新たな学習内容に対応するための教材研究の他、部活動等児童生徒の指導や保護者の相談など多忙な毎日を送っているという状況がある。</p> <p>さらに、教員は、個人情報漏えい防止の観点から、持ち帰ることができる仕事も制限されており、勤務時間外や休日に教材研究や成績処理、事務的な業務などを行わざるを得ないという状況もある。</p>
安藤 孝雄	2	教育長	<p>再発防止に向けてどう取り組むのかについて伺う。</p>	<p>まずは一人ひとりが二度とこのようなミスを起こすことがないように、しっかり意識を改めて取り組むよう指導を行ったところである。</p> <p>また、システムを導入したことに起因するミスが大変多かったことから、学校現場のICT化が大きな課題であると考えている。当面は、現在の通知表作成ソフトを見直し改良しながら対応していかざるを得ないと考えているが、今後は、出席簿管理・成績管理・カリキュラム管理ができる校務支援システムや校内LANを活用して情報共有できるグループウェアの整備などが必要であると考えている。</p> <p>なお、すぐにできる改善策として、通知表作成にあたっては、各学校において学年ごとに集中した作業ができる時間や場所を設定し、互いに協力して確認作業を行うなど、作業環境を整えていくことを徹底してまいりたい。</p>

神永四郎	3	教育長	中学校「武道」における今年度の授業時数について伺う。	市内11中学校のうち、11月末までに全学年で「武道」の学習を終了している学校は、「柔道」を選択した城山中学校、鴨宮中学校、城北中学校、橘中学校の4校であり、これらの学校における授業時数は、1・2年生にあつては6時間から10時間、3年生にあつては10時間であった。 残りの7校については、「剣道」を選択している学校が4校、「柔道」を選択している学校が3校であるが、12月から2月の間に実施を予定しており、授業時数は、それぞれ6時間から12時間となっている。
神永四郎	4	教育長	実技の指導内容及び達成状況はどうであったか、伺う。	「柔道」を選択し、すでに実施した4校では、学習指導要領に基づき、1・2年生にあつては「組み方」「崩しと体さばき」「受け身」といった基本動作と、体落としや大外刈り、膝車などの「投げ技」、けさ固めや横四方固めなどの「固め技」といった基本となる技を中心に扱い、3年生にあつては1・2年生で習得した技を活かした「組み合わせ技」や背負い投げ、払い腰といった「新しい技」を扱っている。 実技習得の達成状況については、いずれの学校においても、様々な工夫をし、限られた授業時数を有効に活用しながら取り組んでおり、おおむね達成できたと聞いている。
神永四郎	5	教育長	教師一人の指導体制で十分に行き届いたのかについて伺う。	すでに実施した4校のうち、城山中学校については、1年生は地域指導者の協力をいただき、2・3年生は教員の複数体制で、鴨宮中学校と城北中学校については教員の複数体制で実施した。 また、橘中学校については、基本的には教員1名で対応したが、1・2年生とも8時間の授業のうち、それぞれ2時間ずつ地元の警察官のご指導・ご協力をいただき、基本動作やけがの防止を重視した指導を行ったところである。
神永四郎	6	教育長	今年度の実施状況から見えてくる主な課題は何か。	すでに実施済みの4校いずれにおいても、授業の実施内容そのものについて、大きな問題はなかったと聞いている。 なお、指導する教員が、規律の厳守や基本動作の徹底等、安全に配慮した指導を心掛けてはいるものの、準備や片づけを手伝ってくれる方や安全面を見守ってくれる方、手本を見せてくれる方がいれば、ありがたいという意見が寄せられている。
神永四郎	7	教育長	次年度に向けて、新たな改善策・対応策はあるか伺う。	12番神永議員ご指摘のとおり、武道の指導に当たっては、できる限り、複数の指導者で対応することが望ましいと考えている。 また、各学校においても、柔道や剣道のスクールボランティアの募集などを行っているが、いまだ指導者の複数配置が難しい状況にある学校もあるので、今後は、教育委員会として、市柔道協会や剣道連盟に協力をお願いしてまいりたいと考えている。

神永四郎	8	教育長	「武道」の授業時数について、年に6～12時間程度で目標が達成できるのか。	<p>体育の授業で「武道」を実施する目的は、我が国固有の文化を体験することで、礼節を重んじ、相手を尊重することや、伝統的な作法、所作を学ぶことにあつては、9月定例会の一般質問でもお答えしたとおりである。</p> <p>体育学習による「武道」は、競技性の追求ではなく、柔道や剣道の妙味を体感するための基本的な動作や技を学ぶことを目的としているものであり、学校体育としての目標は達成できるものと考えている。</p>
神永四郎	9	教育長	特に危険度が高いといわれる「柔道」の指導体制については、指導者が複数体制で臨むべきと考えるが、どのように対応していくのか、伺う。	<p>9月定例会でも答弁したとおり、保健体育科の教員は、毎年、地区の研修を受け、安全かつ効果的な指導方法を学んでいることから、基本的には、一人で指導することは可能である。</p> <p>しかしながら、先ほどもご答弁したとおり、特に危険を伴う柔道をはじめ、武道は、できるだけ複数で指導に当たることが望ましく、教育委員会としても、生徒の安全を見守り、手本を見せてもらえる方を確保したいと考えている。</p> <p>そうしたことから、現在、市柔道協会や剣道連盟を通じ、ご協力いただける方の確保について検討しているところであるので、ご理解いただきたい。</p>
神永四郎	10	教育長	実際に指導している教員の意見や要請を把握しているか。	<p>来年度から中学校における新学習指導要領が完全実施されることから、本市では、これまでも、「武道」の授業に取り組んでいる学校の体育科教員から意見を聞いているところである。</p> <p>今年度も、すでに柔道の授業を実施した4校の教員からの聞き取りを行っており、現在の環境の中で、規律や安全面を重視した指導に努めていることが伺えた。</p> <p>教員からの要望としては、設備面では「武道場」の整備や設営時間の短縮が、人的な面では実技指導者の確保が挙げられている。</p> <p>武道場の整備については、多大な経費を要することから、すぐに対応することは困難であるが、設営時間の短縮、実技指導者の確保といった「マンパワーで対応が可能」なものについては、地域の方々との連携を図りながら、可能な限り対応してまいりたいと考えている。</p>
神永四郎	11	市長	平成25年度から実施されるバスケットボールルール変更に伴うライン修正について、いつ頃までに実施できるのか伺う。	<p>国際バスケットボール連盟が国際競技規則を変更したことに伴い、バスケットボールコートラインの変更されたことは承知している。</p> <p>現在、本市中学校11校のうち、ルール変更に伴うライン修正が実施されている学校は、平成21年度に床の改修工事の際に新しいラインにした白山中学校1校であり、その他の10校については未実施となっている。</p> <p>ルール変更の猶予期間は、平成25年3月31日までとなっており、本市では部活動でも大変利用が多いことから、ライン修正の実施については、平成24年度末までには行いたいと考えている。</p>

神永四郎	12	市長	ライン修正の実施にあたり、予算はどのように対応していくのか伺う。	ラインの修正については、今年度及び来年度の予算（維持修繕費）で対応することとし、平成25年度には、新しいルールで体育の授業や部活動ができるよう、間に合せていきたい。
神永四郎	13	市長	今回のルール変更に伴うライン修正は、フロア全体の修正か、部分修正か伺う。	今回のルール改正に伴うラインの修正が必要な箇所はゴール周辺部分であるため、バスケットコート全体のラインを修正するのではなく、修正が必要な箇所のみ、部分修正を行っていく。
神永四郎	14	市長	バスケットボール以外の、他の競技のライン修正について、学校現場から要望があった場合の対応について伺う。	体育館の床には、バスケットコートラインのほか、バレーボール、バドミントンのラインが引いてある。 学校現場から、ライン修正や引きなおし等の要望があった場合には、その都度現場の確認を行ったうえで、対応してまいりたい
原田敏司	15	市長	河川が氾濫したとき屋内運動場が浸水するおそれのある小・中学校では、校舎の2階以上に避難すべきではないか。	9月の台風15号の接近の際には、広域避難所を開設するにあたって、水害や土砂災害が想定されるため、状況に応じて、校舎の2階以上に開設するよう、施設管理者である小学校長あて至急、依頼した。 それにより、一部の学校では、屋内運動場ではなく、校舎3階の多目的ホールやプレイルーム等に開設したところもある。 地域防災計画の見直しに伴い、今後、避難所ごとに広域避難所運営マニュアルを定めていくことになるが、地震や津波、河川の氾濫による浸水の可能性等、災害の種類や想定される規模等に応じ、学校のどの教室をどういう順に提供するかなど、広域避難所運営委員会において、施設管理者等と十分協議して、事前に決めておく必要があると考えている。
原田敏司	16	市長	山王小学校は、停電により暗い中で避難せざるを得ない状況であったと聞いているが、今後、停電に対する対処の仕方を研究・検討すべきではないか。	広域避難所となる小学校の、校舎内の防災備蓄庫及び屋外のコンテナ型の防災倉庫には、懐中電灯、発電機や投光器が備蓄されており、必要に応じてこれらの資機材を活用できるようになっている。 今回の山王小学校では、懐中電灯を持参された方も多く、避難会場とした家庭科室や理科室に、学校がランタンを提供してくれたことなどから、発電機や投光器は活用しなかった。 いずれにしても、今回の反省点を踏まえ、緊急時の避難場所や停電時の照明の確保等について、状況に応じて適切に対応できるよう、広域避難所運営委員会において改めて確認してまいりたい。

関野隆司	17	教育長	<p>学校給食等で使用する食材について、どのような放射能汚染対策を実施しているか。</p>	<p>先程の市長の答弁のとおり、食品に含まれる放射性物質については、厚生労働省が食品中の放射性物質に関する暫定規制値を定めており、都道府県による検査で暫定規制値を超える食品は出荷制限等が行われるため、現在市場に流通している農林水産物等は、全て暫定規制値を下回っている安全なものとなっている。</p> <p>学校給食の食材については、国や県等が公表する各種放射能情報により、日々県内及び県外の食材の安全性を確認しており、これらの公表結果については、毎日各小・中学校・幼稚園に情報提供している。</p> <p>また、生鮮食品については、献立作成の時点で産地の確認ができるようにし、日々使用する食材については、安全な地域であることを確認し、各学校等でそれぞれ産地表示を行っている。</p> <p>安心・安全な学校給食を提供するため、地場産品の使用の一層の促進を図るとともに、食品の放射性物質に関する正確な情報の把握に努めてまいりたい。</p>
関野隆司	18	教育長	<p>県内では既に11市で自治体独自で給食用食材の検査をしているが、小田原市においても実施するべきではないか。</p>	<p>本市の学校給食においては、小学校19校の単独調理場と給食センター及び3場の共同調理場でそれぞれ調理を行っている。これらの調理場では、独自に献立を作成しており、野菜や肉、魚その他使用する食材も多岐に渡っており、それら食材を納入する業者も大変広範に渡っている。心配される保護者の方々のお気持ちは大切にしたいが、こうしたことから、これまで本市では独自の検査は行っていない。</p> <p>なお、文部科学省では、学校給食への保護者の不安が高まっていることを受け、「市場に流通している食材は安全」という前提の上で、17都県が給食食材の放射線量を検査するための機器を購入する補助制度について、17都県あて通知したところである。</p> <p>これを受け、本市では、県が設置する機器を活用したいと考えており、小田原保健福祉事務所への機器の設置を要望しているところである。</p>
関野隆司	19	教育長	<p>文部科学省の補助を受け、県が実施する給食用食材の放射線検査はどのようなものか。</p>	<p>文部科学省では、学校給食の一層の安全・安心を確保することを目的として、学校給食検査設備整備補助金交付要綱を、神奈川県を含む17都県に対し示したところである。</p> <p>これによると、補助対象となる機器については、検出限界を1キログラムあたり40ベクレル以下とすることが可能な機種とし、検査品目の選定については、農政部局や衛生部局等、既に食品の検査を行っている部局の意見も聴取し、域内の食品の検査状況や使用量・頻度を勘案し、必要性の高い品目を選定することとされている。</p> <p>また、幼稚園や保育所等で提供する給食の食材についても、都県の判断により実施して差し支えないとしている。</p> <p>いずれにしても、検査機器の設置場所や検査品目等、運用方法については、市町村の意向を確認しながら、事業の開始時期も含め、今後、県が検討し、決めていくことになる。</p>

佐々木 ナオミ	20	教育長	<p>学校司書派遣事業について、導入から約半年、学校司書の現状の活動において、業務内容が十分に行われているのか。</p>	<p>本事業は、学校司書を配置することにより、学校図書館の蔵書整理、カウンター周辺業務への対応、さらに児童・生徒への学習支援等を行うものである。</p> <p>具体的には、司書教諭、図書担当職員、図書ボランティアの方々と連携しながら、児童・生徒の読書活動の充実に向け、季節や時事等に合わせた図書の紹介コーナーを設置したり、図書館だよりの発行や、朝や休み時間の読み聞かせ、ブックトークを行ったりするなど、子どもたちが本に親しみ、関心を高めるような活動を行っている。</p> <p>さらに、読書相談や学習支援としては、教科や総合的な学習の時間に児童・生徒の調べ学習の相談に応じたり、学習教材と関連のある本の選書をしたりするなど行っている。</p> <p>本事業は、各校、週1回の配置ではあるが、図書館環境の改善と児童・生徒の読書活動を推進する上で、大変効果的であるという意見も寄せられており、業務内容は、十分達成していると認識している。</p>
佐々木 ナオミ	21	教育長	<p>学校の図書館担当教諭、図書ボランティア、保護者からどのような意見が出されているか。</p>	<p>各学校の図書担当教諭や図書ボランティアの方々からは、「専門的な立場から、本の修繕や分類、ディスプレイなど新しい方法を紹介され、とても参考になる。」「図書室が見違えるほどきれいになり、使いやすくなった。」「できれば週2日ぐらい配置してほしい。」といった声が上がっており、好評である。</p> <p>また、保護者からは、「子どもの学習や読書環境がよくなり、ありがたい。」「子どもが進んで本に親しむようになった。」「来年度もぜひお願いしたい。」といった声を聞いている。</p> <p>さらに、児童・生徒からは、「図書室が明るく、きれいになってうれしい。」「本を探していると、相談に乗ってくれる。」「本の紹介をしてくれるので、図書室に行くことが楽しみになった。」といった声が聞かれ、利用者数が大幅に増えた学校もあるなど、学校司書の配置により、児童・生徒にとって、図書室を身近に感じることができるといった大きな役割を果たしている。</p>
佐々木 ナオミ	22	教育長	<p>本事業に対し、委託業者からはどのような声が上がっているか。また、事業の点検体制はどのようなになっているか伺う。</p>	<p>委託業者の担当者からは、「図書の分類方法や整理の仕方、図書ボランティアの活動状況が、各校で異っているが、柔軟に対応できているという手ごたえを感じている。」と伺っている。</p> <p>また、事業の状況を点検し、検証するための体制については、教育委員会事務局が、毎月、委託業務実績報告書及び各司書が作成する業務日報の写しを提出させ、業務が滞りなく実施されているか確認するとともに、定期的に委託業者の担当者と意見交換を行い、司書業務の円滑な遂行と質の向上に努めているところである。</p>

佐々木 ナオミ	23	教育長	<p>学校司書派遣事業の来年度の方向性について伺う。</p>	<p>先ほど、答弁したとおり、本事業は、児童生徒や保護者、教職員、図書ボランティアから、大変良い評価をいただいている。 また、学校司書の活動により、児童・生徒の読書活動の推進が図られたり、学校図書館を活用した教科や総合的な学習の時間の調べ学習が、効果的かつ積極的に行なわれたりするなど、本事業が大変意義のある取り組みであると認識している。 このようなことから、来年度も、本事業を継続したいと考えており、今年度の実施状況を踏まえ、内容の一層の充実を検討してまいりたい。</p>
佐々木 ナオミ	24	教育長	<p>現在、業者委託であるが、直営によって、柔軟な対応をすべきと思うが、どうか。</p>	<p>今年度、事業を開始するに当たって、学校図書館の業務という専門性や、市内小・中学校36校、基本的に中学校区単位に1名の配置が必要であることなどから、業務委託とした方が、機動性や柔軟性、質の高いサービスを提供する上で、効果的、効率的であると判断した。 事務的な面では、直接雇用にすると、業務管理や人事管理、研修など、新たな事務が発生してくることになる。 そこで、これまでに学校図書館や公立図書館に司書を派遣する実績のある業者に業務委託したが、専門的な立場で、各学校の図書館の現状に柔軟に対応でき、子どもの読書活動や学習支援に効果が上がっているものと認識しているので、ご理解をいただきたい。</p>
佐々木 ナオミ	25	教育長	<p>学校警察連携制度について、「実施要綱」や「ガイドライン」がなく、協定書のみで運用ということに問題はないのか。</p>	<p>本市では、県警本部と再三にわたり、協議を重ねる中で、「実施要領」と「ガイドライン」を作成するため、内容の確認を県警本部にお願いしてきた。 この協定は、当初、平成24年4月1日からの運用を考えていたこともあり、事務的な面で、その作業に遅れが生じていることは事実である。 また、この協定については、これまでも校長会と協議を重ねてきており、さらに、10月24日の「教育委員会と校長会との連絡調整会議」において、「Q&A」や「連携による効果的な事例」、作成段階ではあるが「実施要領」、「連絡票の記入例」等により説明を行い、併せて、学校現場への周知についてお願いした。 「実施要領」と「ガイドライン」については、協定の締結に併せて整備することが望ましいが、「Q&A」等により学校現場への説明は行ってきており、当面の運用に支障を生じるわけではないと考えている。</p>

佐々木 ナオミ	26	教育長	<p>「学校と警察との相互連携による協定」が結ばれるまでの手続きに問題がないのか、教育長の見解を伺う。</p>	<p>制定までの流れとしては、平成14年に文部科学省及び警察庁からの通達を受け、校長会と協議を重ねてきた上で、本年5月2日、市個人情報保護運営審議会に諮問し、同月16日付けで「本制度の締結は適当と認める」との答申を得た後、同月24日の市教育委員会定例会に協議事項として諮り、賛同を得た時点で正式決定となった。その後、9月8日の市議会厚生文教常任委員会に報告させていただき、10月6日に協定書を交わし、同月11日から運用を開始している。これら、締結に至る手続きについては、基本的に問題はないものと認識している。</p> <p>なお、本制度の実施要領とガイドラインについては、県警本部で内容を確認していただいていたが、去る12月9日、一部言い回し等について指摘があり、修正した。</p> <p>また、小田原市PTA連絡協議会役員会には、11月18日に説明し、要請があればいつでも説明に向くことを伝えさせていただいている。</p>
佐々木 ナオミ	27	教育長	<p>学校から警察への情報提供は、警察への通報と何が違うのか。</p>	<p>本制度に基づく「学校から警察への情報提供」は、刑罰法規に抵触するような事案について警察に連絡する「通報」とは異なり、将来刑罰法規に抵触するおそれがある行為を繰り返している児童・生徒について、学校の再三の指導によっても反省が見られず、生活態度を改める見込みがないと判断される場合に行うものである。</p> <p>そもそも、この制度の目的は、児童・生徒の「健全育成」「非行防止」「犯罪被害防止」を主眼とし、非行や犯罪にこれ以上関わらないように指導するために実施するものであることから、警察に情報提供したからといって、これを捜査に用いることはなく、また、補導や逮捕に至るものではないことをご理解願いたい。</p>
佐々木 ナオミ	28	教育長	<p>情報提供を受けた警察は、子どもを捜索し、逮捕や身柄拘束をするのか。非行防止、犯罪防止ということは、その後の鑑別所への送致を行わないということなのか。</p>	<p>先ほども答弁したとおり、この制度は、協定の第1条において、児童・生徒の「健全育成」「非行防止」「犯罪被害防止」をうたっており、犯罪行為を取り締まるために締結するものではない。</p> <p>「逮捕」など「身柄拘束」は、刑罰法規に違反し、又は違反のおそれのある被疑者を公権力により、その身体を強制的に拘束するものである。</p> <p>この制度が対象とする児童・生徒は、被疑者ではないことから、この制度により警察に情報提供したからといって、「逮捕」や「身柄拘束」、「鑑別所への送致」に繋がるものではない。</p>

佐々木 ナオミ	29	教育長	<p>学校から警察へ情報提供があった場合、どのような手続きを経て具体的に誰が、どういった形で指導・支援するのか伺う。</p>	<p>本市の事例ではないが、ほとんど登校せず、無断外泊や深夜徘徊を繰り返し、他校の卒業生や成人男性と交遊する中で、飲酒や喫煙が常習化した女子中学生のケースがあった。</p> <p>「学校」では、本人及び保護者に対し、生活の改善を図るよう繰り返し指導してきたが、まったく改善が見られなかったため、「校長」は警察と連携した「立ち直り支援」が必要と判断し、保護者に通知した上で、所轄の警察署長に連絡票を提出した。</p> <p>連絡票を受け取った「警察署長」は、県少年相談・保護センターに連絡し、同センターの「相談員」が、「学校の教員」と連携しながら、生徒本人に対し、継続的に面接指導を行った結果、当該生徒の生活態度が落ち着いてきたという事例があった。</p>
佐々木 ナオミ	30	教育長	<p>いじめや児童虐待は、警察に関わってもらふべき事項なのか。</p>	<p>先ほども答弁したとおり、この協定は、児童・生徒の「健全育成」「非行防止」「犯罪被害防止」を目的に締結したものである。</p> <p>「いじめ」や「児童虐待」については、緊急性や重大な対応を必要とする場合においては、被害者の生命を奪うような痛ましいケースもあることから、学校としても、また、教育委員会としても、被害が大きくなっていないうちに、救済に向けた迅速な対応に取り組んでいく必要がある。</p> <p>このようなことから、市としては、「いじめ」や「児童虐待」についても、県警本部、特に県少年相談・保護センターとの連携を図ってまいりたい。</p>
佐々木 ナオミ	31	教育長	<p>警察が受け取った情報の扱いについての具体的な手続きが示されていない。受け取った文書が、警察のどこの署のどの場所に保管されるのか。情報のデータ化についてはどうなのか。文書の破棄やデータの完全な削除は、誰が、どのような形で確認するのか。</p>	<p>警察が受け取った文書の保管場所については、小田原警察署の生活安全課少年係が管理する施錠できる文書保管庫である旨を、小田原警察署に確認している。</p> <p>なお、教育委員会では、事務を所管する教育指導課の施錠できる文書保管庫に保管することとしている。</p> <p>児童・生徒の情報のデータ化については、この制度における情報提供は「連絡票」を手渡しにより行うこととしており、そこに書かれた情報をデータ化しないことは、神奈川県警察本部に確認している。</p> <p>また、県警が保管する文書の廃棄については、県公安委員会行政文書管理規則に基づいて行われ、市教育指導課の職員が確認することを了解いただいている。</p>

佐々木ナオミ	32	<p>保護者や本人の了解を得ずに情報提供できるか。文書に虚偽の記載があるかどうかを保護者や本人が確認できるのか。</p> <p>虚偽の記載がある場合には、どのような手続きを経て訂正や情報提供の停止を求められるのか。現状でこれらについての取り決めはどうなっているのか。</p>	<p>「連絡票」は、学校が本人又は保護者と再三にわたり、面談・指導を重ね、警察との連携が必要と校長が判断した場合に、本人又は保護者に通知した上で、警察署長に手渡すものであり、その内容は、教育委員会事務局と協議のもとに、客観的な事実を記載したものである。</p> <p>なお、情報提供された児童・生徒又はその保護者が、連絡票の内容を確認する場合には、小田原市個人情報保護条例の規定に基づく開示請求を、誤りや偽りの情報が含まれている場合には、同条例に基づく訂正請求、利用停止請求をしていただくこととなる。</p>
佐々木ナオミ	33	<p>実際に、児童に提供した給食を検査することにより、1人前の給食に含まれる放射線量を把握できる取組みについて、どのように考えるか。</p>	<p>学校給食検査設備整備補助金を受けて、検査機器を購入する県に、検査対象品目等について問い合わせたところ、調理後の給食の検査については、基準が定められておらず、統一的な検査手法もまだ、確立されていないことから、測定に当たっては、原則、食品衛生法により暫定規制値が定められている食材の検査が基本となるということである。</p> <p>ご質問の調理済み1食分の給食の測定については、今後、運用にあたっての基準や態勢づくりを行っていく県と、十分調整してまいりたい。</p>
木村信市	34	<p>市の避難指定小中学校における、屋上の利用の可否、手すりの有無、手すりの設置予定について伺う。</p>	<p>今回、避難指定小中学校に指定された学校のうち、転落防止用の屋上フェンスが設置されていない大窪小学校、鴨宮中学校、橘中学校、及び屋上のない三の丸小学校の計4校以外の19校については、全て屋上にフェンスが設置されており、避難場所として屋上の利用は可能である。</p> <p>避難施設としての整備については、先の9月議会において、海拔10M以下に所在する学校10校のうち、海岸に近く、周辺に高い建物がほとんどない山王小学校、酒匂小学校、国府津小学校の3校について、転落防止用フェンスを整備する予算をお認めいただいた。</p> <p>現在、その3校について整備を進めているところであり、今年度中に完了する予定である。</p> <p>今後は、海拔10M以下に所在する学校のうち、屋上のない三の丸小学校を除いた、新玉小、町田小、富士見小、酒匂中、白鷗中、国府津中の6校について、屋上フェンスの整備を順次行ってまいりたいと考えている。</p>

木村 信市	35	市長	<p>津波避難施設となる小中学校の屋上に、仮設トイレなどを計画的に置くことが必要であると考えるが、改めて見解を伺う。</p>	<p>現在、小学校については、校庭のコンテナ型防災倉庫に仮設トイレが各3台、校舎内の防災備蓄庫に、家庭用組立式簡易トイレが、18台ずつ備蓄してある。</p> <p>津波災害時に屋上へ避難するような際には、校舎内に備蓄している簡易トイレを活用したいと考えている。</p> <p>一方、中学校については、コンテナ型防災倉庫を設置している学校は5校あるが、校舎内への備蓄は現在行っていない。</p> <p>津波被害に備え、今後は中学校についても、簡易トイレの計画的な備蓄について検討してまいりたい。</p>
----------	----	----	--	--

※ 一般質問（文化部）

議員	N 0	答 弁	質 問 要 旨	答 弁 要 旨
鈴木 敦子	1	市長	<p>キャンパスおだわらが開設した経緯は何か。また、その目的は何か。</p>	<p>キャンパスおだわらは、従来、市が実施していた各種講座の体系を整理するとともに、講座の企画や運営について市民の皆さんが主体になっていただく方向へ転換するなど、生涯学習事業のありようを見直し、再編するために開設したものである。</p> <p>市民主体で運営することにより、市民ニーズに合った学習講座の提供を可能とするとともに、学習情報の提供や学習相談支援などの総合的な生涯学習を推進することにより、その理念である「まちじゅうキャンパス」を目指している。</p> <p>また、4つの目的として、①だれもが気軽に学習できる機会の提供、②郷土について知り、学ぶ機会の提供、③目的意識を持った知識・技術等の習得、④まちづくりに意欲をもって取り組む人材の育成 を掲げている。</p>
鈴木 敦子	2	市長	<p>キャンパスおだわらの仕組みはいかがか。また、その中で行政と市民の役割分担はどうなっているか。</p>	<p>キャンパスおだわらの運営については、現在、二つの市民団体に委託をしている。</p> <p>今後は、生涯学習施策の中で行政が担うべき役割を明確にするとともに、市民が主体的に企画し運営できるように促進してまいりたいと考えている。</p>
俵 鋼太郎	3	市長	<p>インターネット・ライブラリーの開設へと道筋をつけるべきと考えるが、どうか。</p>	<p>図書館では、以前から文学者の自筆原稿や郷土の歴史等の古文書、また録音テープや映像フィルムといった様々な資料を収集し、修復保存を行うとともに、展示や閲覧により活用に努めてきた。</p> <p>一方で平成20年度からは、それら資料のデジタル化に取り組み、現在までに、約1600点をデジタルデータとして保存した。</p> <p>これらの資料については、著作権や肖像権の問題等を考慮しつつ、図書館事業やインターネット上での公開など、活用を図ってまいりたいと考えている。</p>
神永 四郎	4	市長	<p>旧城内高校跡地の県の整備計画はどうか。今後、県の施設を要請するのか。本市の将来構想に基づいて計画していくのか。</p>	<p>旧城内高校跡地については、県の「児童自立支援拠点」の整備候補地とされていたが、平成22年3月、喫緊の課題への早急な対応を考慮すると当該跡地の活用は困難であることとされた。</p> <p>当該跡地は、小田原城に近い貴重な土地であり、県でもさまざまな活用方策を検討していることに加え、本市においても、「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づく総構の回遊ルートを確保する必要があることなどから、検討課題と認識している。</p> <p>今後、県の動向の把握に努めながら当該地の利活用について検討してまいりたいと考えている。</p>

神永四郎	5	市長	旧アジアセンター跡地をどう活用していくのか。	<p>MRAアジアセンターは平成18年6月に閉館されたが、当該地は「小田原城跡三の丸外郭新堀土塁」として将来にわたり保存していくべき重要な場所であることから、平成19年7月26日付で国史跡の指定を受け、平成20年2月に史跡用地として国庫補助を得て取得した経緯がある。</p> <p>現在は安全上の観点から閉鎖しているが、北条時代の雄大な土塁が残っており、また、石垣山一夜城や相模湾などの素晴らしい眺望を楽しめる場所であることから、今年度中に安全柵の設置等の暫定的な整備工事を行い、市民や観光客などに開放していく予定である。</p>
神永四郎	6	市長	史跡保存のため、旧アジアセンター跡地への自動車の乗り入れ、夜間の出入りに制限があるのか。	<p>先に答弁したとおり、当該地は当面暫定的な整備をした上で、史跡公園的に公開していく予定である。</p> <p>しかし、国指定史跡に指定されており、原則として敷地内に駐車場を設置することはできないため、自動車の乗り入れについては、管理用車両に限らせていただきたいと考えている。</p> <p>また、夜間の出入りについての制限は特にないが、今回の暫定整備では照明施設は設置しないことから、夜間の出入りはご遠慮いただくよう周知を図ってまいりたい。</p>
木村信市	7	市長	生涯学習センター等における、議員や後援会が主催する報告会や勉強会の開催が可能になった時期はいつからなのか。	<p>社会教育法では、公民館で特定の政党の利害に関することや特定の候補者の選挙活動を行ってはならないとし、使用を制限しているが、市政報告会など社会教育活動として認められるものについては、この制限には該当しないものと解釈されている。</p> <p>中央公民館等は、平成19年4月に生涯学習センターとなったが、生涯学習を進める施設として、社会教育法の趣旨を尊重し、政治活動については従前と同様の取り扱いをすることとした経緯がある。</p> <p>したがって、議員や後援会が主催する議会報告会や勉強会については、生涯学習センターに改組する前から利用可能となっていた。</p>

いかるが

斑鳩町交流展「飛鳥時代の斑鳩と小田原」の開催について**1 経緯**

古代、法隆寺の食封（じきふ）が小田原市内に設置されていた事実を踏まえ、法隆寺の所在する斑鳩町から、本市と斑鳩町との新たな文化交流に向け、同町の町制施行 65 周年記念事業の一つとして、両市町の歴史的関係等を小田原市民に紹介する交流展を実施したいとの提案がありました。これについて、その後、斑鳩町側との協議・調整を進めた結果、次のとおり開催することになりました。

2 実施内容

名 称	斑鳩町交流展「飛鳥時代の斑鳩と小田原」
日 時	平成 24 年 2 月 25 日（土）～3 月 25 日（日） 午前 9 時～午後 5 時
会 場	小田原市郷土文化館 考古室（1 階）
展示概要	小田原市内への法隆寺食封の設置を中心とした古代の小田原と斑鳩との歴史的関係について、関連資料により解説する。
展示資料	法隆寺・中宮（ちゅうぐう）寺・法起（ほうき）寺・法輪（ほうりん）寺周辺及び上宮（かみや）遺跡・藤ノ木古墳等の出土品、法隆寺文書・宝物類写真等、約 100 点。この他、関連資料として、小田原市側から千代廃寺跡・千代南原遺跡等の出土品 10 点程度を出品する。

3 関連催事

(1) オープニング・セレモニー

日 時	平成 24 年 2 月 25 日（土） 午前 8 時 45 分～9 時
会 場	小田原市郷土文化館 エントランス・ホール
内 容	小田原市長挨拶、斑鳩町長挨拶、テープ・カット等

(2) 記念講演会

日 時	平成 24 年 2 月 26 日（日） 午後 1 時～4 時
会 場	報徳博物館企画展示室
講 師	平田政彦（斑鳩町職員／演題「飛鳥時代の斑鳩」） 鳥養（とりかい）直樹（文教大学講師／演題「歌人相模の東下り」）

4 その他

事業効果を高めるため、神奈川県との共催で実施する「かながわの遺跡展・巡回展『弥生時代のかながわ』」（2 月 18 日～26 日／郷土文化館）及び講演会「中里遺跡で何が起こったのか」（2 月 25 日／報徳博物館）と、広報面等での連携を図ります。

第13回城下町おだわらツデーマーチ開催結果について

- 1 開催日 平成23年11月18日(金)・19日(土)・20日(日)
- 2 主会場 小田原城址公園銅門広場(スタート・ゴール)
湯河原中学校運動場(スタート) 箱根苑地(スタート)
- 3 コース
11月18日(金) せっかくコース～白秋童謡コース～ 10km
11月19日(土) 西部丘陵コース 30km 早川・片浦コース 20km
小田原城総構コース 10km 文学・遺跡コース 6km
湯河原・真鶴コース 20km
11月20日(日) 国府津・曾我山コース 30km 富士見散策コース 20km
飯泉観音巡礼コース 10km ファミリーコース 6km
箱根コース 20km

4 参加者数(延べ人数)

コース	11月18日(金)	11月19日(土)	11月20日(日)	合計
せっかくコース	66人			66人
小田原コース		3,332人	4,126人	7,458人
湯河原・真鶴コース		658人		658人
箱根コース			665人	665人
合計	66人	3,990人	4,791人	8,847人

5 参加申込者数(登録者数)

申込時期別	事前申込		5,091人(昨年5,200人)					
	当日申込	11月19日	137人(昨年811人)					
		11月20日	447人(昨年565人)					
	合計			5,675人(昨年6,576人)				
男女別	男性		2,932人(昨年3,437人)					
	女性		2,739人(昨年3,133人)					
	不明		4人(昨年1人)					
	合計			5,675人(昨年6,576人)				
一般・中学生以下別	一般		4,673人(昨年5,415人)					
	中学生以下		1,002人(昨年1,161人)					
	合計			5,675人(昨年6,576人)				
住所地別	国内	小田原市内		2,641人(昨年2,723人)				
		小田原市外	県内	2,347人(昨年2,898人)				
			県外	675人(昨年945人)				
		不明		12人(昨年5人)				
	国外		0人(昨年5人)					
	合計			5,675人(昨年6,576人)				
都道府県・国別	北海道	1人	青森県	8人	岩手県	2人	宮城県	4人
	秋田県	2人	山形県	0人	福島県	6人	茨城県	20人
	栃木県	4人	群馬県	6人	埼玉県	84人	千葉県	104人
	東京都	313人	神奈川県	4,988人	新潟県	3人	富山県	6人
	石川県	1人	福井県	1人	山梨県	6人	長野県	5人
	岐阜県	1人	静岡県	49人	愛知県	5人	三重県	4人
	滋賀県	5人	京都府	0人	大阪府	9人	兵庫県	2人
	奈良県	2人	和歌山県	2人	鳥取県	0人	島根県	0人
	岡山県	5人	広島県	1人	山口県	0人	徳島県	0人
	香川県	0人	愛媛県	0人	高知県	0人	福岡県	9人
	佐賀県	3人	長崎県	1人	熊本県	0人	大分県	0人
	宮崎県	0人	鹿児島県	1人	沖縄県	0人	不明	12人
	合計			5,675人(昨年6,576人)				

学校と警察との相互連携に係る協定書

小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と神奈川県警察本部（以下「警察本部」という。）とは、児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携について、次のとおり協定を締結する。

また、協定の運用に当たっては、この協定の目的を逸脱することなく、児童・生徒に対する指導・支援を行う上で、真に相互連携が必要な場合に限り、情報提供するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、教育委員会と警察本部が、相互に児童・生徒の個人情報を提供し緊密に連携して児童・生徒支援に活用することにより、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非行集団 暴走族等、継続的に犯罪行為等を繰り返す集団をいう。
- (2) 犯罪行為等 違法行為及び不良行為（飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をいう。）をいう。

（連携機関）

第3条 この協定において、連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育委員会並びに小田原市立の小学校、中学校（以下「学校」という。）
- (2) 警察本部及び神奈川県内に所在する警察署（以下「警察」という。）

（連携の内容）

第4条 連携機関は、一般的な連携はもとより、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、必要に応じて協議を行い、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るものとする。

（情報提供する事案）

第5条 この協定により連携機関が提供する情報は、次の事案に係るものとする。

- (1) 警察から学校へ提供する事案
 - ア 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事案
 - イ 非行集団に関係する児童・生徒の事案
 - ウ 児童・生徒の犯罪行為等のうち他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれのある事案
 - エ 児童・生徒が犯罪行為等を繰り返している事案
 - オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案
- (2) 学校から警察へ提供する事案
 - ア 犯罪行為等に関する事案
 - イ いじめ、児童虐待等に関する事案
 - ウ 非行集団に関する事案
 - エ 薬物等に関する事案
 - オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

(情報提供の内容)

第6条 学校と警察が提供する情報は、次の内容とする。

- (1) 当該事案に係る児童・生徒の氏名及び住所並びに学校からの情報提供については、その他の学籍に関する内容
- (2) 当該事案の概要に関する内容
- (3) 当該事案に係る指導状況に関する内容

(連携の従事者及び方法)

第7条 情報提供の方法は、情報提供事案を取り扱った警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者及び校長又は校長があらかじめ指定する者が口頭又は文書により行うものとする。

(秘密の保持)

第8条 連携機関は、収集した情報について、次の通り取扱うものとする。

- (1) 秘密の保持を徹底する。
- (2) 情報収集した文書の保存期限は1年とし、保存期限を過ぎた文書は確実に廃棄する。
- (3) 収集した情報は、この協定の目的以外の目的に利用し、又は連携機関以外のものに提供してはならない。

(連携機関の責務)

第9条 この協定に係る連携を行うに当たっては、連携機関は次の事項に努めなければならない。

- (1) 提供する情報については、正確を期すること。
- (2) 児童・生徒への対応に当たっては、この協定の目的を踏まえ、教育効果及び健全育成に配慮した適正な措置を講ずること。
- (3) 警察は、収集した情報を犯罪捜査に利用しないこと。また、学校は、収集した情報を児童・生徒に不利益処分を課すために利用しないこと。
- (4) 学校が情報提供をするに当たっては、児童・生徒に対し保護者と連携して十分な指導・支援を積み重ねた上で行うこと。

(検証)

第10条 連携機関は、この協定の運用状況について、毎年度検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(協議)

第11条 この協定を円滑に実施するため、連携機関は必要に応じ、協議を行うことができる。

(施行)

第12条 この協定は、平成23年10月11日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、小田原市教育委員会教育長及び神奈川県警察本部長が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月6日

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝 男 印

神奈川県警察
本部長 久我 英 一 印

学校と警察との相互連携に係る実施要領

小田原市教育委員会

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 情報収集（第5条～第7条）
- 第3章 情報提供（第8条～第11条）
- 第4章 責務（第12条・第13条）
- 第5章 雑則（第14条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定書（以下「協定書」という。）に基づき、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止のための情報提供及び情報収集の円滑な実施について必要な事項を定めるものとする。

（基本的考え方）

第2条 本制度は、教育的配慮のもとに運用されるものであり、警察への情報提供に当たっては、児童・生徒に対し保護者と連携して十分な指導・支援を積み重ねた上で、情報提供するものとする。

2 警察から収集した情報をもって、当該児童・生徒に対して、不利益となる取扱いをすることなく、事案に係る児童・生徒が健全な学校生活を送ることができるよう、保護者や警察との連携のもとで継続的な指導・支援を行うものとする。

（個人情報の保護）

第3条 児童・生徒の個人情報については、小田原市教育委員会は個人情報保護条例の実施機関として、警察は神奈川県個人情報保護条例の実施機関として、個人情報保護の重要性にかんがみ、適正な取扱いを確保するものとする。

（連携の従事者等）

第4条 連携の従事者は、校長又は校長があらかじめ指定する者（以下「校長等」という。）とし、本制度に係る情報の提供及び収集を行う。

2 校長は、管理事務（連絡票の作成、管理、保管及び利用等に関する事務。）を総括する。

3 情報の取扱者は、校長等とする。

第2章 情報収集

（本人・保護者への通知）

第5条 警察から情報を収集した場合は、原則として、校長等は収集した情報の内容を当該児童・生徒本人に、又は、当該児童・生徒の法定代理人である保護者に通知するものとする。

（連絡票の保存期間）

第6条 警察から情報を収集した場合は、校長等は「児童・生徒の健全育成を推進する連絡票」（以下「連絡票」という）を原則として1年間（作成日の属する年度の来年度末）保存する。

（教育委員会への報告）

第7条 警察から情報を収集した場合は、校長等は、「連絡票」の写しにより、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第3章 情報提供

(情報提供)

第8条 協定書第5条第2号に規定する事案のうち警察へ情報を提供することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 警察の有する専門的知識や手法が立ち直りのための支援又は指導に効果があると見込まれる場合
- (2) 児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼすおそれのある場合

(本人・保護者への通知)

第9条 警察へ情報を提供する場合は、原則として、校長等は提供する情報の内容を当該児童・生徒本人に、又は、当該児童・生徒の法定代理人である保護者に通知するものとする。

(「連絡票」の作成及び保存期間)

第10条 警察へ情報を提供する場合は、校長等は「連絡票」を作成し、警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者に手渡しする。

- 2 児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合に口頭で情報を提供した場合は、あらためて校長等は「連絡票」を作成し、警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者に手渡しする。
- 3 「連絡票」の保存期間は原則として1年間（作成日の属する年度の来年度末）とし、その後、確実に廃棄するものとする。

(教育委員会への報告・承認)

第11条 校長等は、警察へ情報を提供する場合は、「連絡票」を作成し、事前に教育委員会に提出して承認を得なければならない。ただし、児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつ、やむを得ない場合には、この限りではない。

- 2 教育委員会は、情報提供の是非及び提供する内容について検討し、校長等に対して必要な指導及び助言を行うものとする。
- 3 第1項ただし書きに規定する場合は、校長等は、情報提供後「連絡票」の写しにより、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第4章 責務

(校長の責務)

第12条 校長は、教職員にこの要領の趣旨を周知し、教職員が協力して適切に運用できる体制を確立するとともに、児童・生徒及び保護者にこの要領の趣旨を周知し、保護者の十分な理解、協力を求めるものとする。

(教育委員会の責務)

第13条 教育委員会は、児童・生徒の情報の取扱いについて、この要領の趣旨を逸脱することなく、各事項が遵守されるように努めるとともに、校長等に対しては、必要な指導及び助言を行うものとする。

第5章 雑則

(実施細目)

第14条 この要領の実施に当たり必要な事項は、教育長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成23年12月15日から実施する。

「学校警察連携制度」を運用するまでのガイドライン

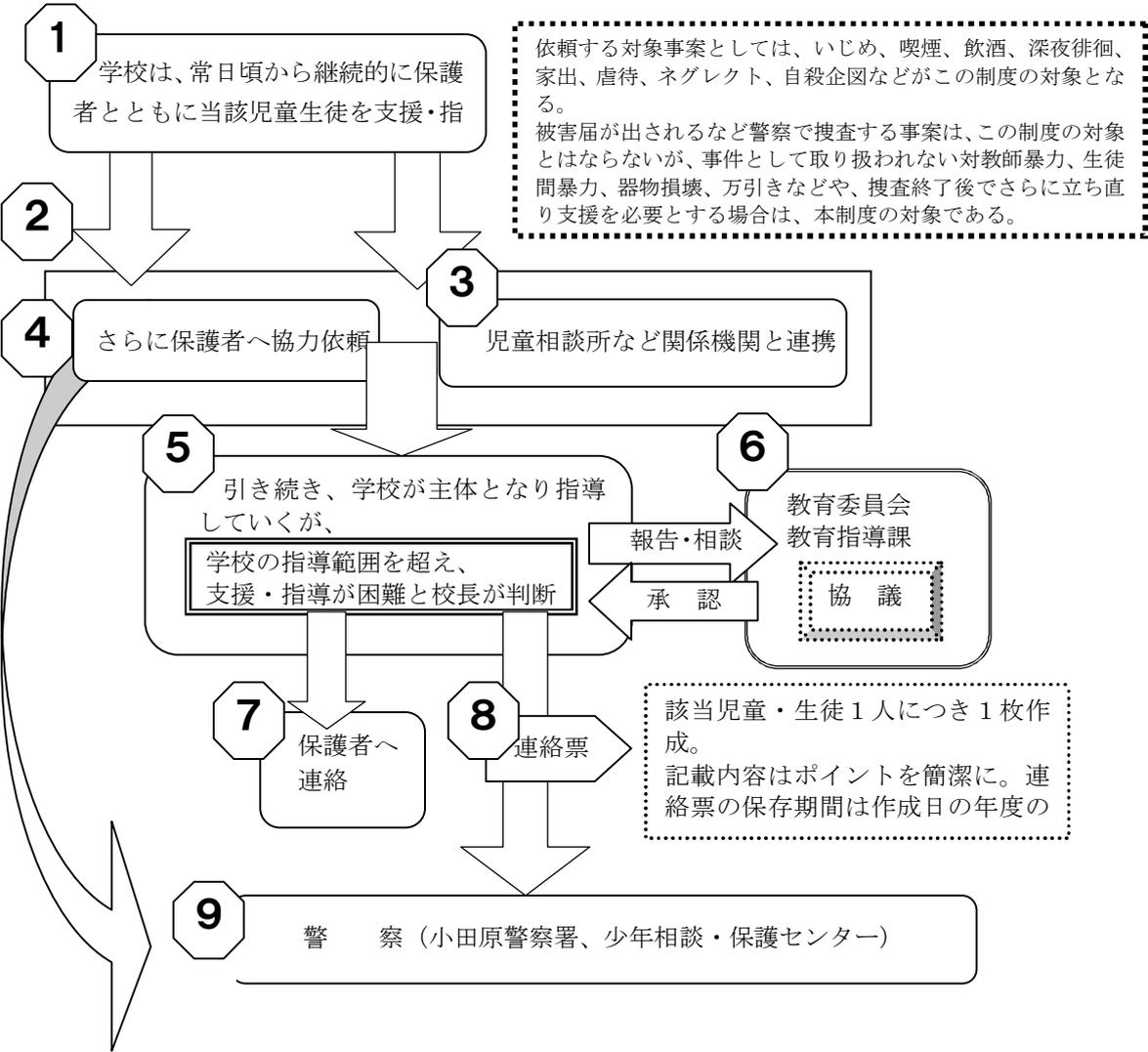
学校警察連携制度は、児童生徒の『健全育成』『非行防止』『犯罪被害防止』を目的としており、学校や家庭での支援や指導を何度も繰り返しても改善が見られないと判断した場合に運用します。日頃の指導は最後まで学校が中心であり、児童・生徒にとっての健全育成のために関わっていくことが大切です。この制度で指導をすべて警察に委ねるという意味ではなく、学校と警察が情報を共有、協働し問題の早期解決を図ることを目的としています。

A 警察から学校へ情報提供をするケース



<次のような事実>
 逮捕又は身柄通告事案
 犯罪行為を繰り返す事案
 犯罪被害の恐れのある事案 等

B 学校から警察へ支援・指導を依頼するケース



- 1 日頃の教育活動の中で、児童・生徒の個性の伸長を図りながら、社会性や自己実現のための資質・態度の育成を目指します。次の視点を常に持ちながら支援・指導をしていきます。
 - ① 児童・生徒に自己存在感を与えること
 - ② 共感的な人間関係を育成すること
 - ③ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること
- 2 問題解決のためには、本人に対する支援・指導とともに保護者の理解や協力も必要です。さらに、指導に困難を要する場合には、教育指導課指導係・相談係をはじめ、児童相談所や青少年相談センターなどの関係機関と連携を図りながら対応していきます。
- 3 関係機関と会議を開き、問題を共有し解決への糸口を見つけていきます。
- 4 問題解決のために警察の支援や指導が必要と判断した場合、保護者の要請で依頼することも可能です。
- 5 学校が主体となり指導を継続します。しかし、学校の指導範囲を超えていて、児童・生徒の『健全育成』『非行防止』『犯罪被害防止』に関する事案に限り、学校警察連携制度の対象となります。学校が、警察の支援・指導を必要とすると判断した場合、校長は教育委員会教育指導課へ報告をし、教育委員会での協議、承認が必要となります。
- 6 教育委員会では、該当事案を協議検討し、学校へ承認の可否を伝えます。本人の学校での様子、保護者の困り感、今後の見通しを含めてしっかりと協議します。
- 7 学校は、本人及び保護者に対してこの連携制度を適用して、警察へ支援・指導の要請をすることを知らせます。ただし、児童虐待など知らせることで本人に危害が及ぶ危険性がある場合は保護者に通知することはありません。
- 8 教育委員会での承認後、校長は連絡票を作成し、小田原警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者に手渡します。保存期間終了の年度末に連絡票の破棄を確実にを行うものとし、教育委員会は連絡票を保存している警察・学校に対し破棄の確認を行います。
- 9 警察では、次のような対応を行います。
(支援や指導の連携方法について学校と警察で検討)

警察署

児童・生徒を招致する等して非行や犯罪被害を防止するための指導等を行っていく。

少年相談・保護センター

少年相談員の面接による助言・指導や、定期的なカウンセリング等を通じて問題の解決を図る。

少年サポートチームの編成

警察署、少年相談・保護センター、スクールサポーターなどと連携し、立ち直り支援のためのケース会議をもち、チームで対応していく。